

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>Ⅱ－２－２－１ 統合的なリスク管理</p> <p>(1) 意義</p> <p>銀行は、経営の健全性を確保するため、それぞれの経営戦略、規模及びリスク特性等に応じて適切に統合的なリスク管理を行う態勢を構築し、最低所要自己資本比率の算式に含まれないリスクも含め、各事業部門等が内包する種々のリスクを総体的に把握した上で、こうした総体的なリスクに照らして質・量ともに十分な自己資本を維持していくという自己管理型のリスク管理を行うことが必要である。当局は、銀行による統合的なリスク管理態勢の構築に向けた自発的な取組みを最大限尊重しつつ、それが銀行の規模やリスク特性等に照らして適切かどうかを評価・検証することを通じて、銀行に対しより適切なリスク管理態勢の構築を促すこととする。</p> <p>なお、規模やリスク特性等にかんがみて直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない金融機関に対しては、原則として早期警戒制度に基づく対応を基本とし、同制度に基づくヒアリングや報告徴求等を実施する中で、その規模やリスク特性等に応じ、経営改善のために必要と認められる適切なレベルの統合的なリスク管理態勢の構築に向けた取組みを促すこととする。</p> <p>大規模かつ複雑なリスクを抱える銀行の統合的なリスク管理態勢の評価・検証については、「主要行等向けの総合的な監督指針」を参照し、これに準ずるものとする。</p>	<p>Ⅱ－２－２－１ 統合的なリスク管理</p> <p>(1) 意義</p> <p>銀行は、経営の健全性を確保するため、それぞれの経営戦略、規模及びリスク特性等に応じて適切に統合的なリスク管理を行う態勢を構築し、最低所要自己資本比率の算式に含まれないリスクも含め、各事業部門等が内包する種々のリスクを総体的に把握した上で、こうした総体的なリスクに照らして質・量ともに十分な自己資本を維持していくという自己管理型のリスク管理を行うことが必要である。</p> <p><u>特に複雑なリスクを抱える金融商品等のリスク管理においては、経営陣が十分な資質・能力を備え、各事業部門等が抱える多種多様なリスクについて、担当部門等より適時適切に報告を受け、統合的なリスク管理の態勢を整えた上で、指導的・横断的見地から、迅速・的確な経営判断を行う態勢を整えることが求められる。</u></p> <p>当局は、銀行による統合的なリスク管理態勢の構築に向けた自発的な取組みを最大限尊重しつつ、それが銀行の規模やリスク特性等に照らして適切かどうかを評価・検証することを通じて、銀行に対しより適切なリスク管理態勢の構築を促すこととする。</p> <p>なお、規模やリスク特性等にかんがみて直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない金融機関に対しては、原則として早期警戒制度に基づく対応を基本とし、同制度に基づくヒアリングや報告徴求等を実施する中で、その規模やリスク特性等に応じ、経営改善のために必要と認められる適切なレベルの統合的なリスク管理態勢の構築に向けた取組みを促すこととする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>II-2-4 信用リスク</p> <p>II-2-4-2 主な着眼点</p> <p>信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>II-2-5 市場リスク</p>	<p>大規模かつ複雑なリスクを抱える銀行の統合的なリスク管理態勢の評価・検証については、「主要行等向けの総合的な監督指針」を参照し、これに準ずるものとする。</p> <p>II-2-4 信用リスク</p> <p>II-2-4-2 主な着眼点</p> <p>信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) デリバティブ取引等においては、主なカウンターパーティの信用リスクについて、以下の点も含め、適切に管理しているか。</u></p> <p>① <u>カウンターパーティ別及びカウンターパーティの類型別のエクスポージャーの管理</u></p> <p>② <u>デリバティブ取引の参照資産の時価の変化等によりエクスポージャーが拡大することによるリスクの把握</u></p> <p>③ <u>担保その他の信用補完措置の有効性の確認</u></p> <p>④ <u>市場流動性が低下する状況等も勘案した適切なストレステストの実施</u></p> <p>II-2-5 市場リスク</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>II-2-5-2 主な着眼点</p> <p><u>株式の価格等の変動が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応策が講じられているか。例えば、</u></p> <p><u>(1) 取締役会は、銀行全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえた市場リスク管理の方針を定めているか。また、取締役会は、銀行の戦略目標、リスク管理方針に従い、かつ収益目標等に見合った適切な市場リスクの管理態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>(2) ポジション枠（金利感応度や想定元本等に対する限度枠）、リスク・リミット（VaR等の予想損失額の限度枠）、損失限度の設定に際して、取締役会が基本的な考え方を明確に定め、またこれらの枠について定期的に見直しているか。</u></p> <p><u>また、ポジションの状況やリスク量等について、リスク管理部門が適切に把握し、担当取締役（必要に応じ取締役会等）に報告しているか。各種リミットを超過した場合、又は超過するおそれがある場合の管理者への報告体制を整備しているか。</u></p> <p><u>(3) 特定取引（トレーディング）部門と非特定取引（バンキング）部門の双方において、現在価値に換算したベースのポジション、及びリスクの商品別・期日別等の内訳を適切に把握しているか。</u></p> <p><u>(4) 仕組債等の複雑なリスク特性を有する商品への投資を行っている場</u></p>	<p>II-2-5-2 主な着眼点</p> <p><u>(1) リスク管理態勢</u></p> <p><u>① 取締役会は、銀行全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえた市場リスク管理の方針を定めているか。また、取締役会は、銀行の戦略目標、リスク管理方針に従い、かつ収益目標等に見合った適切な市場リスクの管理態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>② 市場リスク管理のための規程においては、市場部門（フロント・オフィス）、事務管理部門（バック・オフィス）及びリスク管理部門（ミドル・オフィス）について、各部門の管理者のそれぞれの役割と権限を明確にしているか。</u></p> <p><u>③ 市場関連リスク管理に当たっては、特定取引（トレーディング）部門と非特定取引（バンキング）部門の双方がカバーされる体制をとっているか。</u></p> <p><u>④ 経営陣は、幅広い視点から能動的かつ迅速に業務運営やリスク管理等の方針を決定しているか。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p><u>合、経営陣が商品のリスク特性を把握し、適切なリスク管理態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>（５）ストレステストを実施しているか。また、市場リスクの計量において損失額が大きく発現するシナリオの分析を行っているか。</u></p> <p><u>（６）特定取引部門においては、リスク量の把握の前提となる価格評価について、対象取引の市場流動性の低下や、デリバティブ等に関する価格評価モデルの使用によって問題が生じる可能性を適切に把握しているか。</u></p> <p><u>（７）銀行勘定の金利リスクは、いわゆるコア預金（明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されことなく長期間銀行に滞留する預金）の定義によって、計算されるリスク量が大きく変動することを理解し、コア預金の内部定義を適切に行い、バックテスト等による検証を行っているか。</u></p>	<p><u>⑤ 内外の経済動向等を含め、保有資産の価格等に影響を与える情報を広く収集・分析するとともに、経営陣が適切かつ迅速に業務運営やリスク管理等の方針を決定できるよう、重要な情報を適時に経営陣等に報告を行う態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>⑥ リスク管理部門は、各業務部門へのリスク資本の配賦や限度枠（ロスカット・ポイント、ウォーニング・ポイントなど）の機械的な設定にとどまらず、リスク管理に資する様々な情報を収集・分析し、主体的にリスクの把握を行い、日常的なリスク管理に活用しているか。</u></p> <p><u>⑦ リスク管理部門は、把握したリスクについて、定期的な報告にとどまらず、必要に応じて経営陣への報告を行っているか。</u></p> <p><u>（２）リスク管理の内容・手法</u></p> <p><u>① 現在価値に換算したポジション、及びリスクの保有資産別・期日別等の内訳を適切に把握しているか。特に、特殊なリスク特性を有する保有資産のリスクを適切にとらえているか。</u></p> <p><u>② 銀行勘定の金利リスクは、いわゆるコア預金（明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されことなく長期間銀行に滞留する預金）の定義によって、計算されるリスク量が大きく変動することを理解し、コア預金の内部定義を適切に行い、バックテスト等による検証を行っているか。</u></p> <p><u>③ VaR値をリスク管理に用いる際は、商品の特性を踏まえて、観測期間、保有期間、信頼区間、計測手法及び投入するデータ等の適切な選択に努めるとともに、計測結果を検証し、妥当性の確保に努めているか。</u></p> <p><u>④ 過去の実績が十分でない場合やデータの信頼性が乏しい場合等にはV</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
	<p><u>a Rの値が過少となる可能性があるなど、統計的なリスク計測手法には一定の限界があることを踏まえ、ストレステストを含むリスク管理手法を整備しているか。なお、リスク管理に当たっては、経済動向等を踏まえてその前提条件を機動的に見直すこととしているか。</u></p> <p>⑤ <u>ストレステストに際しては、ヒストリカルシナリオ（過去の主な危機のケースや最大損失事例の当てはめ）のみならず、仮想のストレスシナリオによる分析も行っているか。なお、仮想のストレスシナリオについては、内外の経済動向に関し、保有資産等に対し影響の大きいと考えられる状況を適切に想定しつつ、複数設定しているか。さらに、前提となっている保有資産間の価格の相関関係が崩れるような事態も含めて検討を行っているか。</u></p> <p>⑥ <u>ポジション枠（金利感応度や想定元本等に対する限度枠）、リスク・リミット（VaR等の予想損失額の限度枠）、損失限度、ストレステストの設定に際しては、取締役会において、銀行におけるリスク管理の方針として、各設定に際しての基本的な考え方を明確に定めているか。また、取締役会等において、定期的に（最低限各期に1回）、各部門の業務の内容等を再検討し、設定内容を見直しているか。</u></p> <p>⑦ <u>ポジション枠、リスク・リミット、損失限度を超過した場合、もしくは超過するおそれがある場合の管理者への報告体制、権限（方針及び手続き等）が明確に定められているか。</u></p> <p>⑧ <u>ストレステストの結果については、経営陣により十分な検証・分析が行われ、リスク管理に関する具体的な判断に活用される態勢が整備されているか。</u></p> <p>⑨ 「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」に定める株式等の保</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
	<p><u>有の制限を踏まえ、適切に株式保有リスクを管理しているか。</u></p> <p><u>(3) 証券化商品等のクレジット投資のリスク管理</u></p> <p><u>証券化商品をはじめとする市場性のあるクレジット商品への投資では、以下のような点を留意して、リスク管理を行っているか。なお、市場性のあるローン（自行でオリジネートする場合、セカンダリー市場で取得する場合を問わない。）やCDS取引についても、同様の留意が必要となる。</u></p> <p><u>① 商品の適切な価格評価</u></p> <p><u>市場性のあるクレジット商品（市場性のあるローンやCDS取引も含む。）に関して、以下のような点を留意して、価格評価を行っているか。</u></p> <p><u>イ. 価格評価にあたっては、頻繁に取引されている価格が存在する場合は当該価格で評価し、このような価格が存在しない場合でも、類似商品の価格を用いて評価するなど、可能な限り客観的な価格評価を行っているか。また、価格評価モデルを用いる場合、モデルが一定の前提の上に作られていることを理解し、定期的にモデルの前提やロジックを見直し、適切性を検証しているか。</u></p> <p><u>ロ. フロント部門において算出された商品の価格を、リスク管理上の時価評価額として使用する場合は、当該価格について、リスク管理部門等において、独立した立場から検証を行っているか。</u></p> <p><u>ハ. ブローカーや外部ベンダーから価格評価を取得する場合は、可能な限り価格評価手法にかかる情報の提供を求め、当該価格評価の妥当性の検証に努めているか。また、外部ベンダー等が提供する価格評価モデルを用いる場合は、可能な限り詳細な情報の提供を当該ベンダー等</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
	<p><u>に求め、モデルの前提・特性や限界の把握に努めているか。</u></p> <p>② <u>証券化商品等投資における商品内容の適切な把握</u></p> <p>イ. <u>証券化商品等への投資や期中管理にあたり、格付機関の格付手法や格付の意味を予め的確に理解した上で外部格付を利用する等、外部格付に過度に依存しないための態勢が整備されているか。</u></p> <p>ロ. <u>証券化商品等の投資において、裏付となる資産内容の把握、優先劣後構造（レバレッジの程度）や流動性補完、信用補完の状況、クレジットイベントの内容といったストラクチャーの分析及び価格変動の状況の把握等、自ら証券化商品等の内容把握に努めているか。</u></p> <p>ハ. <u>証券化商品投資では、原資産ポートフォリオの運用・管理をオリジネーター、マネージャー等の関係者に依存していることから、関係者の能力・資質、体制等の把握・監視に努めているか。</u></p> <p>③ <u>市場流動性リスクの管理</u></p> <p>イ. <u>証券化商品等への投資や期中管理において、市場流動性を適切に検証しているか。なお、市場流動性を検証する方法としては、</u></p> <p>a. <u>市場規模と自己の投資額とを比較し、過大なシェアとなっていないかを確認すること</u></p> <p>b. <u>ヒアリング等を通じて、市場のビッド・オファー・スプレッドや実際に売却可能な価格水準を把握すること</u></p> <p>c. <u>各種指数等（証券化商品のインデックス等）の分析により市場環境の変化をモニターすること</u></p> <p>d. <u>過去のストレス事象を参考に、市場流動性枯渇に関するストレスシナリオを作成し、証券化ポートフォリオの損益等を確認すること等が考えられる。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>(注1) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。</p> <p>(注2) マーケット・リスク規制の適用対象取引（「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（以下「告示」という。）第10条第2項第2号に規定する特定取引等）に関する内部管理等については、主要行等向けの総合的な監督指針の「Ⅲ-2-1-2-3 マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等」を参照すること（19年3月期より適用）。</p> <p>Ⅲ-1-1-2 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール</p> <p>主なオフサイト・モニタリングは、別紙2の年間スケジュールを目途に行うものとする。</p> <p>各時点の具体的な事務は、都度、監督局担当課室から示すものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務会計情報・リスク情報等の蓄積・分析・還元 銀行に対し継続的に財務会計情報や信用リスク、市場リスク、流動性リスク等のリスク情報等について報告を求め、銀行の経営の健全性等の</p>	<p><u>ロ. 証券化商品等の市場流動性につき、懸念が認められた場合、適時に対応を検討する態勢が整備されているか。</u></p> <p>(注1) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。</p> <p>(注2) マーケット・リスク規制の適用対象取引（「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（以下「告示」という。）第10条第2項第2号に規定する特定取引等）に関する内部管理等については、主要行等向けの総合的な監督指針の「Ⅲ-2-1-2-3 マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等」を参照すること（19年3月期より適用）。</p> <p>Ⅲ-1-1-2 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール</p> <p>主なオフサイト・モニタリングは、別紙2の年間スケジュールを目途に行うものとする。</p> <p>各時点の具体的な事務は、都度、監督局担当課室から示すものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務会計情報・リスク情報等の蓄積・分析・還元 銀行に対し継続的に財務会計情報や信用リスク、市場リスク、流動性リスク等のリスク情報等について報告を求め、銀行の経営の健全性等の</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>状況を常時把握する。また、徴求した各種情報の蓄積及び分析を行い、<u>当該分析結果を銀行に還元することを通じ、経営の健全性の確保に向けた取組みを促すものとする。</u></p>	<p>状況を常時把握する。また、徴求した各種情報の蓄積及び分析を踏まえ、<u>リスク管理の観点から重要となる分野や課題を抽出し、銀行に適時に還元することを通じて、経営の健全性の確保に向けた取組みを促すものとする。</u></p>
<p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(3)・(4) (略)</p>
<p>Ⅲ-4-9-4 開示に当たっての留意事項</p>	<p>Ⅲ-4-9-4 開示に当たっての留意事項</p>
<p>Ⅲ-4-9-4-2 記載項目についての留意事項</p>	<p>Ⅲ-4-9-4-2 記載項目についての留意事項</p>
<p>(1) 一般的な留意事項</p>	<p>(1) 一般的な留意事項</p>
<p>①・② (略)</p>	<p>①・② (略)</p>
<p>③ 施行規則に定められた義務的な開示項目以外の情報を自主的・積極的に開示することは、その内容の正確性・適切性が確保される限り、何ら差し支えないことに留意する。</p>	<p>③ 施行規則に定められた義務的な開示項目以外の情報を自主的・積極的に開示することは、その内容の正確性・適切性が確保される限り、何ら差し支えないことに留意する。<u>特に、市場の関心の強い分野に係るエクスポージャー等については、国際的なベストプラクティスを踏まえつつ、自行のリスク特性に即した有用な情報を積極的に開示することが望ましい。</u></p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>Ⅲ-4-9-5 主な着眼点</p>	<p>Ⅲ-4-9-5 主な着眼点</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用者に分かりやすい開示 ①～④ (略)</p> <p>Ⅲ－４－１４－１ 産活法第２条第２項第２号及び産活法の施行に係る指針（以下「施行指針」という。）第６条、第８条、第９条の事業革新の定義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 施行指針第９条の「事業再構築期間中の当該役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、過去３事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を５以上上回る場合」は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の業務収益の伸び率を百分率で表した値が、過去３事業年度における当該役務に係る業種の業務収益の伸び率の実績値を百分率で表した値を５％ポイント以上上回る場合をいう。</p> <p>Ⅲ－４－１４－２ 産活法第３条第６項第１号及び我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）二.</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用者・投資家に分かりやすい開示 ①～④ (略) ⑤ <u>市場の関心の強い分野に係るエクスポージャー等については、国際的なベストプラクティスを踏まえつつ、自行のリスク特性に即した有用な情報の積極的な開示に努めているか。</u></p> <p>Ⅲ－４－１４－１ 産活法第２条第２項第２号及び産活法の施行に係る指針（以下「施行指針」という。）第６条、第８条、第９条の事業革新の定義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 施行指針第９条の「<u>事業再構築又は経営資源融合の実施期間中の当該役務の国内における</u>売上高の伸び率を百分率で表した値が、過去３事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を５以上上回る場合」は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の業務収益の伸び率を百分率で表した値が、過去３事業年度における当該役務に係る業種の業務収益の伸び率の実績値を百分率で表した値を５％ポイント以上上回る場合をいう。</p> <p>Ⅲ－４－１４－２ 産活法第５条第６項第１号及び我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）二.</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>ロ. の事業再構築の認定の基準</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>Ⅲ-4-14-3 <u>産活法第2条の2第2項第2号</u>及び基本指針<u>一. ハ. 2. ③</u>の財務内容の健全性の向上に関する目標の定義</p> <p>(1) 基本指針<u>一. ハ. 2. ③ (イ)</u>の「有利子負債合計額」は、例えば、預金を含む負債性の資金調達手段のすべてを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。</p> <p>(2) 基本指針<u>一. ハ. 2. ③ (ロ)</u>の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。</p> <p>Ⅲ-4-14-4 <u>産活法第2条の2第2項第3号</u>及び基本指針<u>三. ロ. の</u>過剰供給構造にある事業分野の基準に関する事項の定義</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ-4-14-5 <u>産活法第2条の2第2項第3号</u>及び基本指針<u>三. ハ. の</u>共同事業再編の認定の基準</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p>	<p>ロ. の事業再構築の認定の基準</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>Ⅲ-4-14-3 <u>産活法第3条第2項第2号</u>及び基本指針<u>二. ロ. 2. の</u>財務内容の健全性の向上に関する目標の定義</p> <p>(1) 基本指針<u>二. ロ. 2. ①</u>の「有利子負債合計額」は、例えば、預金を含む負債性の資金調達手段のすべてを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。</p> <p>(2) 基本指針<u>二. ロ. 2. ②</u>の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。</p> <p>Ⅲ-4-14-4 <u>産活法第3条第2項第3号</u>及び基本指針<u>三. ロ. の</u>過剰供給構造にある事業分野の基準に関する事項の定義</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ-4-14-5 <u>産活法第3条第2項第3号</u>及び基本指針<u>三. ハ. の</u>共同事業再編の認定の基準</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>Ⅲ－４－１４－６ 産活法第２条の２第２項第４号及び基本指針四. 口. の経営資源再活用の認定の基準</p>	<p>Ⅲ－４－１４－６ 産活法第３条第２項第４号及び基本指針四. 口. の経営資源再活用の認定の基準</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>Ⅳ 銀行代理業</p>	<p>Ⅳ 銀行代理業</p>
<p>(注) (略)</p>	<p>(注) (略)</p>
<p>Ⅳ－１ 意義</p>	<p>Ⅳ－１ 意義</p>
<p>(１) 銀行代理業とは、銀行のために、①預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、②資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、③為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介のいずれかを行う営業をいい、銀行代理業者（銀行代理業再受託業者を含む。以下同じ。）とは、法第 52 条の 36 第 1 項の内閣総理大臣の許可を受けて銀行代理業を営む者をいう。</p> <p>所属銀行とは、銀行代理業者の代理又は媒介によって、①預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約、②資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約、③為替取引を内容とする契約を締結する銀行のことをいう。</p>	<p>(１) 銀行代理業とは、銀行のために、①預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、②資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、③為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介のいずれかを行う営業をいい、銀行代理業者（銀行代理業再受託者を含む。以下同じ。）とは、法第 52 条の 36 第 1 項の内閣総理大臣の許可を受けて銀行代理業を営む者をいう。</p> <p>所属銀行とは、銀行代理業者の代理又は媒介によって、①預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約、②資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約、③為替取引を内容とする契約を締結する銀行のことをいう。</p>
<p>(２) 銀行代理業者は、自ら銀行代理業を営む者として、その営む銀行代理</p>	<p>(２) 銀行代理業者は、自ら銀行代理業を営む者として、その営む銀行代理</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>業に関し、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないが、所属銀行もまた、その委託する銀行代理業者が営む銀行代理業に関して、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負うこととされている。</p> <p>銀行法が、銀行代理業者のみならず、所属銀行にこのような責任を負わせた趣旨は、銀行代理業者が営む銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営の確保の責任は、第一義的には所属銀行が果たさなければならないということを宣言したものであり、銀行代理業者の監督に当たっても、所属銀行の第一義的な責任に十分に留意しなければならない。</p> <p>IV-3-1-2 所属銀行を通じた監督上の対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 監督上の対応</p> <p>① 上記(1)のオフサイト・モニタリング及び通常の監督事務等を通じた検証の結果、銀行代理業者の業務の健全かつ適切な運営に問題が認められる場合には、<u>法第 52 条の 53 に基づき報告を求めるとともに、必要に応じ、所属銀行に対しても法第 24 条に基づき報告を求めるなどの対応を行う。</u></p>	<p>業に関し、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないが、所属銀行及び銀行代理業再委託者もまた、その委託する銀行代理業者が営む銀行代理業に関して、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負うこととされている。</p> <p>銀行法が、銀行代理業者のみならず、所属銀行及び銀行代理業再委託者にこのような責任を負わせた趣旨は、銀行代理業者が営む銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営の確保の責任は、第一義的には所属銀行が<u>(再委託を行う場合には銀行代理業再委託者と連携して)</u>果たさなければならないということを宣言したものであり、銀行代理業者の監督に当たっても、所属銀行の第一義的な責任に十分に留意しなければならない。</p> <p>IV-3-1-2 所属銀行を通じた監督上の対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 監督上の対応</p> <p>① 上記(1)のオフサイト・モニタリング及び通常の監督事務等を通じた検証の結果、銀行代理業者の業務の健全かつ適切な運営又は所属銀行による銀行代理業者の指導等に疑義が認められる場合には、必要に応じ所属銀行に対し<u>臨機のヒアリングや法第 24 条に基づき報告を求めるとともに、事実関係の確認を行うなど、問題点の把握に努めるとともに、問題がある場合には改善に向けた取り組みを促す。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>② 報告を検証した結果、銀行代理業者の業務遂行態勢等に重大な問題があると認められる場合は、法第 52 条の 55 に基づく業務改善命令、法第 52 条の 56 に基づく業務停止命令等を発出することとする。</p> <p>③ また、所属銀行の銀行代理業者に対する指導・監督に係る態勢整備が不十分であるなど、重大な問題が認められる場合には、所属銀行に対して、法第 26 条に基づく業務改善命令等の発出を検討するものとする。</p> <p>IV-3-1-3 監督部局間の連携</p> <p>(1) 施行令第 17 条の 4 第 1 項の規定により許可又は承認の権限を行う財務局長は、許可（予備審査を含む。）又は承認をしようとする事項が他の財務局の管轄に及ぶときは、必要に応じ当該他の財務局（所属銀行等の監督権限が金融庁にある場合には、当該所属銀行等を監督する監督局担当部門。以下IVにおいて同じ。）と協議することとするほか、その他参考となる情報があれば、適宜、当該他の財務局に情報を提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</p>	<p>② また、所属銀行からのヒアリング等において銀行代理業者に問題があると考えられる場合には、必要に応じ銀行代理業者に対してもヒアリングや法第 52 条の 53 に基づく報告を求めるなどにより事実関係の確認を行うなど、問題点の把握に努めるとともに、問題がある場合には改善に向けた取り組みを促す。</p> <p>③ 銀行代理業者の業務遂行態勢等に重大な問題があると認められる場合は、法第 52 条の 55 に基づく業務改善命令、法第 52 条の 56 に基づく業務停止命令等を発出することとする。</p> <p>④ また、所属銀行の銀行代理業者に対する指導・監督に係る態勢整備が不十分であるなど、重大な問題が認められる場合には、所属銀行に対して、法第 26 条に基づく業務改善命令等の発出を検討するものとする。</p> <p>IV-3-1-3 監督部局間の連携</p> <p>(1) 所属銀行等監督部局又は銀行代理業者監督部局は、銀行代理業の許可申請がなされた（又は申請する意向を把握した）場合や、申請者・所属銀行等・銀行代理業者・銀行代理業再委託者の内部管理態勢や銀行代理業者又は申請者に対する指導監督態勢等に問題が認められる場合などには、速やかに申請等の内容や問題の状況等を関係する監督部局に情報提供し、これを受けた監督部局は必要に応じ申請者・所属銀行等・銀行代理業者・銀行代理業再委託者の内部管理態勢、銀行代理業者又は申請者への指導監督態勢等を確認することとする。このほか、行政処分又は許可等を行う場合やその他監督上参考となる情報を把握した場合には、関係監督部局に情報提供し、又は意見を求めるなど、密接な連携に努め</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>(注) 所属銀行等とは、施行規則第 34 条の 43 第 2 項に規定する所属銀行をいう。以下同じ。</p> <p>(2) <u>銀行代理業者に対して行政処分等を行うに当たり、当該銀行代理業者の所属銀行等が他の財務局の管轄である場合等は、必要に応じて十分な連携を図りこれらの事務を行うものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>るものとする。</u></p> <p>(注1) 所属銀行等とは、施行規則第 34 条の 43 第 2 項に規定する所属銀行をいう。以下同じ。</p> <p><u>(注2) 所属銀行等及び銀行代理業再委託者には、新たな銀行代理業許可申請により所属銀行又は銀行等代理業再委託者になろうとする者を含む。なお、当該許可を受ける前の段階ではこれらの者に銀行代理業者に対する指導等義務は課されないが、許可を受けた段階で義務が課されること、銀行には銀行代理業を含む業務の外部委託全般について監督義務があること（銀行法第 12 条の 2 第 2 項）から、これらの者の監督部局は、必要に応じ、当該許可前の段階においても監督指針Ⅳ－4－2－6、Ⅳ－5 に則り銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置が講じられているか等について検証することとする。</u></p> <p>(2) <u>銀行代理業の再委託を行う場合、特に、いわゆるフランチャイズ形式などにより多数又は広範囲に業務を展開する場合は、所属銀行及び銀行代理業再委託者により適切な指導監督がなされているか等の観点から、監督部局間はより密接に連携する必要があることに留意すること。</u> <u>なお、銀行代理業の再委託を行うことにより多数又は広範囲に業務を展開する意向を把握した場合、速やかに金融庁に連絡することとする。</u></p> <p><u>(3) 情報提供に当たっては、その方法を問わず、速やかに行うよう努めることとする。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>IV-3-1-5 行政報告</p> <p>(1) 財務局長は、各四半期末現在における銀行代理業者の状況について、翌月20日までに監督局長へ報告することとする。</p> <p>(参考) 様式・参考資料編 様式IV-3-1-5</p> <p>(2) 財務局長は、銀行代理業者の監督に関し、次の①から⑤に掲げる行政行為を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</p> <p><u>また、行政行為を行った財務局と当該行政行為に係る銀行代理業者の所属銀行を管轄する財務局とが別である場合には、当該他の財務局にも、その結果を遅滞なく報告するものとする。①については、IV-3-2-3-1-1による許可番号台帳の写しの提出をもって代えることができる。</u></p> <p>① 法第52条の36第1項による許可</p> <p>② 法第52条の52による廃業等の届出の受理</p> <p>③ 法第52条の53による報告及び資料の提出の命令</p> <p>④ 法第52条の55による業務改善命令等</p> <p>⑤ 法第52条の56による監督上の処分</p>	<p>IV-3-1-5 行政報告</p> <p>(1) 財務局長は、各四半期末現在における銀行代理業者の状況について、翌月20日までに監督局長へ報告することとする。</p> <p>(参考) 様式・参考資料編 様式IV-3-1-5</p> <p>(2) 財務局長は、銀行代理業者の監督に関し、次の①から⑦に掲げる場合は、その内容を遅滞なく監督局長に報告するとともに、<u>所属銀行等・銀行代理業再委託者・銀行代理業再受託者の監督部局にも遅滞なく関連情報を提供するものとする。</u></p> <p><u>①及び③の報告は、様式IV-3-1-5によることとする。</u></p> <p>① 法第52条の36第1項による許可を行った場合</p> <p>② 法第52条の42第1項による兼業の承認を行った場合</p> <p>③ 法第52条の52による廃業等の届出を受理した場合</p> <p>④ 法第52条の53により報告及び資料の提出を求めた場合</p> <p>⑤ 法第52条の54による立入検査の結果を受領した場合</p> <p>⑥ 法第52条の55による業務改善命令等を行った場合</p> <p>⑦ 法第52条の56による監督上の処分を行った場合</p>
<p>IV-3-1-6 監督指針の準用</p>	<p>IV-3-1-6 監督指針の準用</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>銀行代理業者の監督に当たっては、以下に掲げるほか、適宜、必要に応じて、Ⅱ及びⅢ並びに様式・参考資料編を準用する。</p> <p>(1) 銀行代理業者に関する苦情・情報提供等についてはⅢ－２に、法令解釈等の照会を受けた場合の対応についてはⅢ－３に、行政指導等を行う際の留意点等についてはⅢ－５に、それぞれ準じるものとする。</p> <p>(2) 銀行代理業者に対し行政処分を行うに当たっては、Ⅲ－６に準じるほか、所属銀行が銀行代理業者の営む銀行代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる責任を負っていることにかんがみ、Ⅳ－３－１－２に記載する事項に留意するものとする。</p> <p>Ⅳ－３－２－１－２ 許可申請書の受理に当たっての留意事項</p> <p>Ⅳ－３－２－１－２－１ (略)</p> <p>Ⅳ－３－２－１－２－２ 許可申請書の記載事項</p> <p>許可申請書の記載事項等の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(参考) 様式・参考資料編 様式 6－１、6－２</p>	<p>銀行代理業者の監督に当たっては、以下に掲げるほか、適宜、必要に応じて、Ⅱ及びⅢ並びに様式・参考資料編を準用する。</p> <p>(1) 銀行代理業者に関する苦情・情報提供等についてはⅢ－２に、法令解釈等の照会を受けた場合の対応についてはⅢ－３に、行政指導等を行う際の留意点等についてはⅢ－５に、それぞれ準じるものとする。</p> <p>(2) 銀行代理業者に対し行政処分を行うに当たっては、Ⅲ－６に準じるほか、所属銀行が銀行代理業者の営む銀行代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる責任を負っていることにかんがみ、Ⅳ－３－１－２ <u>及びⅣ－３－１－３</u>に記載する事項に留意するものとする。</p> <p>Ⅳ－３－２－１－２ 許可申請書の受理に当たっての留意事項</p> <p>Ⅳ－３－２－１－２－１ (略)</p> <p>Ⅳ－３－２－１－２－２ 許可申請書の記載事項</p> <p>許可申請書の記載事項等の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(参考) 様式・参考資料編 様式 6－１、6－２</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「他に業務を営むときは、その業務の種類」（法第 52 条の 37 第 5 号） 他に営む業務の種類は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる中分類（<u>大分類 K－金融・保険業</u>に属する場合にあっては細分類）に則って記載されているかを確認する。</p> <p>IV－3－2－1－2－3 添付書類</p> <p>添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」（施行規則第 34 条の 34 第 12 号） 「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」には、日本標準産業分類に掲げる中分類（<u>大分類 K－金融・保険業</u>に属する場合にあっては細分類）に則って兼業業務の分類が記載されているかを確認する。</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「他に業務を営むときは、その業務の種類」（法第 52 条の 37 第 5 号） 他に営む業務の種類は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる中分類（<u>大分類 J－金融業，保険業</u>に属する場合にあっては細分類）に則って記載されているかを確認する。</p> <p>IV－3－2－1－2－3 添付書類</p> <p>添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」（施行規則第 34 条の 34 第 12 号） 「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」には、日本標準産業分類に掲げる中分類（<u>大分類 J－金融業，保険業</u>に属する場合にあっては細分類）に則って兼業業務の分類が記載されているかを確認する。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>(16) (略)</p> <p>IV-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点</p> <p>銀行代理業の許可の審査に際しては、以下に掲げる留意事項のほか、法、施行令、施行規則及び本監督指針において示されている銀行代理業者としての業務遂行能力等が備わっているかについて着目して審査するものとする。</p> <p>IV-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査</p> <p>法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、施行規則第 34 条の 37 第 3 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、法第 52 条の 37 第 2 項、施行規則第 34 条の 34 第 1</p>	<p>(16) (略)</p> <p>IV-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点</p> <p><u>(1) 銀行代理業の許可の審査に際しては、以下に掲げる留意事項のほか、法、施行令、施行規則及び本監督指針において示されている銀行代理業者としての業務遂行能力等が備わっているかについて着目して審査するものとする。</u></p> <p><u>(2) 審査において問題点が把握された場合には、所属銀行又は銀行代理業再委託者による指導等に問題があるおそれがあることから、IV-3-1-3 (1) に則り関係監督部局と連携する必要があることに留意する。</u> <u>また、いわゆるフランチャイズ形式など、銀行代理業の再委託を行うことにより多数又は広範囲に業務を展開する者による申請に係る場合は、同様の問題が他の申請者においても生じているおそれがあることから、関係監督部局との連携がより重要となることに留意する。なお、このような場合には速やかに金融庁に連絡することとする。</u></p> <p>IV-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査</p> <p>法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、施行規則第 34 条の 37 第 3 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、法第 52 条の 37 第 2 項、施行規則第 34 条の 34 第 1</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>号から第5号、第9号、第11号、第13号から第16号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 資金の貸付け業務に従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者（施行規則第34条の37第3号イ、ロ）</p> <p>① 資金の貸付け業務に従事した者とは、例えば、金融機関や貸金業者等において融資業務に従事したことがある者のことをいう。</p> <p>② 資金の貸付け業務に従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者については、例えば、公認会計士、税理士、財務コンサルタント、投資銀行業務担当者等として企業財務の分析等に従事した経験を有する者はこれに該当すると判断できる場合があることに留意する。</p>	<p>号から第5号、第9号、第11号、第13号から第16号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 資金の貸付け業務に従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者（施行規則第34条の37第3号イ、ロ）</p> <p>① 資金の貸付け業務に従事した者とは、例えば、金融機関や貸金業者等において融資業務に従事したことがある者のことをいう。<u>なお、「資金の貸付け業務」とは単に書類の取次ぎ等のみを行うことを指すものではなく、申請者が銀行代理業として取り扱う貸付け業務に応じた内容である必要があることに留意する。</u></p> <p>② 資金の貸付け業務に従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者については、例えば、公認会計士、税理士、財務コンサルタント、投資銀行業務担当者、<u>商工会議所等の経営相談員等</u>などとして企業財務の分析等に従事した経験を有する者はこれに該当すると判断できる場合があること、<u>申請者が銀行代理業として取り扱う貸付け業務に応じた知識及び経験について資格・業務経歴に照らして判断する必要があることに留意する。</u>また、これらの者についても内閣府令に定める実務経験年数を満たす必要があることに留意する。</p> <p>③ <u>資金の貸付け業務に従事した者及びこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者であっても、当該銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する必要があることに留意する。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>(5)～(7) (略)</p>	<p>(5)～(7) (略)</p>
<p>IV-3-2-3 その他</p>	<p>IV-3-2-3 その他</p>
<p>IV-3-2-3-1 許可の場合の取扱い</p>	<p>IV-3-2-3-1 許可の場合の取扱い</p>
<p>IV-3-2-3-1-1 許可番号</p>	<p>IV-3-2-3-1-1 許可番号</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 許可番号の取扱い</p> <p>① 許可番号は、財務局長ごとに一連番号を付すものとする。</p> <p>② 許可がその効力を失った場合の許可番号は欠番とし、補充は行わないものとする。</p> <p>③ 許可番号を様式・参考資料編 様式IV-3-2-3-1-1による許可番号台帳により管理するものとする。</p>	<p>(2) 許可番号の取扱い</p> <p>① 許可番号は、財務局長ごとに一連番号を付すものとする。</p> <p>② 許可がその効力を失った場合の許可番号は欠番とし、補充は行わないものとする。</p> <p>③ 許可番号は、様式・参考資料編 様式IV-3-1-5により管理するものとする。</p>
<p>IV-3-3 届出の受理に係る留意事項</p>	<p>IV-3-3 届出の受理に係る留意事項</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 法第 52 条の 39、施行規則第 34 条の 39 に規定する変更の届出を受理した場合で、「他に営む業務の種類の変更」につき届出があったとき</p>	<p>(2) 法第 52 条の 39、施行規則第 34 条の 39 に規定する変更の届出を受理した場合で、「他に営む業務の種類の変更」につき届出があったとき</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>は、上記Ⅳ－３－３（１）のほか、変更後の業務が日本標準産業分類に掲げる中分類（<u>大分類Ｋ－金融・保険業</u>に属する場合にあっては細分類）における分類上変更前の業務と別分類となるかを確認するとともに、別分類となる場合には、法第 52 条の 42 第 1 項の承認を受ける必要があることに留意する。</p>	<p>は、上記Ⅳ－３－３（１）のほか、変更後の業務が日本標準産業分類に掲げる中分類（<u>大分類Ｊ－金融業，保険業</u>に属する場合にあっては細分類）における分類上変更前の業務と別分類となるかを確認するとともに、別分類となる場合には、法第 52 条の 42 第 1 項の承認を受ける必要があることに留意する。</p>
<p>（参考）様式・参考資料編 様式 6－4</p>	<p>（参考）様式・参考資料編 様式 6－4</p>
<p>Ⅳ－３－４ 兼業承認申請に係る事務処理</p>	<p>Ⅳ－３－４ 兼業承認申請に係る事務処理</p>
<p>Ⅳ－３－４－１ 兼業承認に当たっての留意点</p>	<p>Ⅳ－３－４－１ 兼業承認に当たっての留意点</p>
<p>Ⅳ－３－４－１－１ 兼業承認の要否</p>	<p>Ⅳ－３－４－１－１ 兼業承認の要否</p>
<p>既に兼業承認を受けている銀行代理業者が、日本標準産業分類に掲げる中分類（<u>大分類Ｋ－金融・保険業</u>に属する場合にあっては細分類）における分類上変更前の業務と別分類となる業務を開始する場合には、改めて当該新たな業務について法第 52 条の 42 第 1 項の兼業承認を得る必要がある。</p>	<p>既に兼業承認を受けている銀行代理業者が、日本標準産業分類に掲げる中分類（<u>大分類Ｊ－金融業，保険業</u>に属する場合にあっては細分類）における分類上変更前の業務と別分類となる業務を開始する場合には、改めて当該新たな業務について法第 52 条の 42 第 1 項の兼業承認を得る必要がある。</p>
<p>Ⅳ－４ 銀行代理業者</p>	<p>Ⅳ－４ 銀行代理業者</p>
<p>Ⅳ－４－１ （略）</p>	<p>Ⅳ－４－１ （略）</p>
<p>Ⅳ－４－２ 主な着眼点</p>	<p>Ⅳ－４－２ 主な着眼点</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>銀行代理業者の業務の適切性等の監督については、銀行代理業者の性質及び業務内容等にかんがみ、必要に応じⅡ－３に準じるほか、以下Ⅳ－４－２－１からⅣ－４－２－７に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>Ⅳ－４－２－６ 銀行代理業再委託者による銀行代理業再受託者の健全かつ適切な運営を確保するための措置</p>	<p>(1) 銀行代理業者の業務の適切性等の監督については、銀行代理業者の性質及び業務内容等にかんがみ、必要に応じⅡ－３に準じるほか、以下Ⅳ－４－２－１からⅣ－４－２－７に掲げるとおりとする。</p> <p>(2) 銀行代理業者に係る問題点が把握された場合には、所属銀行又は銀行代理業再委託者による指導等に問題があるおそれがあることから、Ⅳ－３－１－３（１）に則り所属銀行及び銀行代理業再委託者の監督部局と連携する必要があることに留意する。</p> <p><u>また、いわゆるフランチャイズ形式など、銀行代理業の再委託を行うことにより多数又は広範囲に業務を展開する者に係る問題点を把握した場合は、同様の問題が他の代理業者においても生じているおそれがあることから、関係監督部局との連携がより重要となることに留意する。なお、このような場合には速やかに金融庁に連絡することとする。</u></p> <p>Ⅳ－４－２－６ 銀行代理業再委託者による銀行代理業再受託者の健全かつ適切な運営を確保するための措置</p> <p>(1) 銀行代理業再委託者は、銀行代理業再受託者が営む銀行代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負っていることから、銀行代理業再受託者の監督に当たっては、所属銀行とともに銀行代理業再委託者の責任に十分に留意しなければならない。</p> <p><u>したがって、銀行代理業再受託者が営む銀行代理業に係る業務の健全</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>必要に応じ、IV-5-2に準じるほか、銀行代理業再受託者が再受託した銀行代理業務を第三者に委託することを防止するための体制が整備されているかについても留意するものとする。</p> <p>IV-5 所属銀行</p> <p>IV-5-1 (略)</p> <p>IV-5-2 主な着眼点</p>	<p><u>かつ適切な運営の確保のためには銀行代理業再委託者を適切に監督する必要がある。</u></p> <p><u>(2) 銀行代理業再受託者（又は再受託者になろうとする者）に問題点が把握された場合や銀行代理業再委託者に対するオフサイト・モニタリングを実施する場合などにより、銀行代理業再委託者からの情報収集を行う際には、必要に応じ、IV-5-2に準じるほか、銀行代理業再受託者が再受託した銀行代理業務を第三者に委託することを防止するための体制が整備されているかについても留意するものとする。</u></p> <p><u>(3) 銀行代理業再委託者において銀行代理業再受託者の指導監督態勢に係る問題点が把握された場合には、銀行代理業再受託者における内部管理態勢等に問題が生じているおそれがあることから、IV-3-1-3 (1) に則り銀行代理業再受託者の監督部局と連携する必要があることに留意する。</u></p> <p><u>また、いわゆるフランチャイズ形式など、銀行代理業の再委託を行うことにより多数又は広範囲に業務を展開する者に係る問題点を把握した場合には、速やかに金融庁に連絡することとする。</u></p> <p>IV-5 所属銀行</p> <p>IV-5-1 (略)</p> <p>IV-5-2 主な着眼点</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>所属銀行から施行規則第 35 条第 1 項第 6 号の 2 の届出等が提出された場合や所属銀行に対するオフサイト・モニタリングを実施する場合など所属銀行からの情報収集を行う際には、所属銀行において、以下のような観点からの検証が行われているかどうかについて留意する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>IV-5-2-2 所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置（法第 52 条の 58、施行規則第 34 条の 63）</p> <p>(1) 銀行代理業者の監督のための内部管理態勢の整備</p> <p>① 銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる責任を有する部署を設置し又は担当者を配置する等、銀行代理業者の適切な監督を行うための体制が整備されているか（銀行代理</p>	<p>(1) 所属銀行から施行規則第35条第 1 項第 6 号の 2 の届出等が提出された場合や所属銀行に対するオフサイト・モニタリングを実施する場合、<u>銀行代理業者（又は銀行代理業者になろうとする者）の内部管理態勢に問題が認められた場合などにより、所属銀行からの情報収集を行う際には、所属銀行において、以下のような観点からの検証が行われているかどうかについて留意する。</u></p> <p>(2) <u>所属銀行において銀行代理業者の指導監督態勢等に係る問題点が把握された場合には、銀行代理業者における内部管理態勢等に問題が生じているおそれがあることから、IV-3-1-3（1）に則り銀行代理業者の監督部局と連携する必要があることに留意する。</u></p> <p><u>また、いわゆるフランチャイズ形式など、銀行代理業の再委託を行うことにより多数又は広範囲に業務を展開する者に係る問題点を把握した場合には、速やかに金融庁に連絡することとする。</u></p> <p>IV-5-2-2 所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置（法第 52 条の 58、施行規則第 34 条の 63）</p> <p>(1) 銀行代理業者の監督のための内部管理態勢の整備</p> <p>① 銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる責任を有する部署を設置し又は担当者を配置する等、銀行代理業者の適切な監督を行うための体制が整備されているか（銀行代理</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>業者に対する業務監査体制を含む。)</p> <p>② それらの部署又は担当者によって各銀行代理業者の銀行代理業に係る業務の適切性等を確保するための措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されているか。</p> <p>(2) 委託契約の内容</p> <p>施行規則第 34 条の 35 第 1 項各号、第 34 条の 63 第 1 項各号に列挙されている事項及びそれらの遵守状況のモニタリングに関する定めが委託契約の内容とされているか。</p> <p>(3) 法令等を遵守させるための研修の実施（施行規則第 34 条の 63 第 1 項</p>	<p>業者に対する業務監査体制を含む。)</p> <p>② それらの部署又は担当者によって各銀行代理業者の銀行代理業に係る業務の適切性等を確保するための措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されているか。</p> <p>③ <u>銀行代理業の再委託を行う場合、特に、いわゆるフランチャイズ形式などにより多数又は広範囲に業務を展開する場合には、関係者が多くなること等から、所属銀行により適切な指導監督等が図られているかについてより留意すること。また、所属銀行には、銀行代理業再委託者において銀行代理業再受託者に対する適切な指導監督態勢等が整備されているかを検証する必要があることに留意すること。</u></p> <p>(2) 委託契約等の内容</p> <p>① 施行規則第 34 条の 35 第 1 項各号、第 34 条の 63 第 1 項各号に列挙されている事項及びそれらの遵守状況のモニタリングに関する定めが委託契約の内容とされているか。</p> <p><u>また、銀行代理業者を指導監督する観点から、所属銀行が契約当事者となっていない場合であっても、同様の契約内容となっているかについて検証が行われる態勢となっているか。</u></p> <p>② <u>銀行代理業者の社内規則等について、十分な検証が行われる態勢となっているか。また、当該社内規則等の改正に当たっては、当該銀行代理業者との間で内容について十分に精査することができる態勢となっているか。</u></p> <p>(3) 法令等を遵守させるための研修の実施（施行規則第 34 条の 63 第 1 項</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>第1号)</p> <p>① 銀行代理業に関する法令等の規定を遵守させるために、銀行法のみならず、犯収法、個人情報保護法その他関係法令について網羅的に研修が行われているか。</p> <p>② 研修においては、銀行代理業に関する法令についての知識及び実務経験を有する者が講師として指導にあたることとしているか。</p> <p>(注) 研修の講師は、知識及び実務経験を有する限り、所属銀行又は銀行代理業者の役職員であると否とを問わない。</p> <p>③ 定期的な研修の実施により、銀行代理業者及びその銀行代理業に従事する者が適時その業務遂行能力等を維持・向上できる態勢が取られているか。</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>V 協同組織金融機関</p> <p>V-1 協同組織金融機関における共通事項</p> <p>V-1-5 準用一覧表</p> <p>(別紙7)</p>	<p>第1号)</p> <p>① 銀行代理業に関する法令等の規定を遵守させるために、銀行法のみならず、犯収法、個人情報保護法その他関係法令<u>及び銀行代理業者の社内規則等</u>について網羅的に研修が行われているか。</p> <p>② 研修においては、銀行代理業に関する法令についての知識及び実務経験を有する者が講師として指導にあたることとしているか。</p> <p>(注) 研修の講師は、知識及び実務経験を有する限り、所属銀行又は銀行代理業者の役職員であると否とを問わない。</p> <p>③ 定期的な研修の実施により、銀行代理業者及びその銀行代理業に従事する者が適時その業務遂行能力等を維持・向上できる態勢が取られているか。</p> <p>④ <u>実施した研修の内容に対し、銀行代理業者及びその銀行代理業に従事する者が適切に業務を遂行するため必要な範囲で、その内容を理解しているかの検証を行っているか。</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>V 協同組織金融機関</p> <p>V-1 協同組織金融機関における共通事項</p> <p>V-1-5 準用一覧表</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧				新			
業態別の準用一覧表				(別紙7)			
(摘要：○印…銀行規定を準用、●印…協同組織で書き下ろし、×印…準用せず、(協)…協同組織固有の内容)				(摘要：○印…銀行規定を準用、●印…協同組織で書き下ろし、×印…準用せず、(協)…協同組織固有の内容)			
項 目	準用状況			項 目	準用状況		
	信金	信組	労金		信金	信組	労金
(中略)				(中略)			
Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点				Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点			
Ⅲ-1 一般的な事務処理				Ⅲ-1 一般的な事務処理			
Ⅲ-1-1 監督事務の流れ				Ⅲ-1-1 監督事務の流れ			
Ⅲ-1-1-1 一般的な監督事務の流れ				○	○	○	○
Ⅲ-1-1-2 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール				×	×	×	×
(協) Ⅴ-1-3 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール				●	●	●	●
(中略)				(中略)			
Ⅲ-4 銀行法等に係る事務処理				Ⅲ-4 銀行法等に係る事務処理			
(中略)				(中略)			
Ⅲ-4-6 自己資本比率の計算				○	○※ <u>3</u>	○※ <u>3</u>	○※ <u>3</u>
(中略)				(中略)			
Ⅳ 銀行代理業				○※ <u>4</u>	○※ <u>4</u>	○※ <u>4</u>	○※ <u>4</u>
※1 「Ⅱ-3-6-2 (15) 銀行持ち株会社による統括機能」を除く				※1 「Ⅱ-3-6-2 (15) 銀行持ち株会社による統括機能」を除く			
※2 業域・職域信組を除く				※2 業域・職域信組を除く			
<u>(新設)</u>							

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>※3 告示第23条第2項関連部分を除く</p> <p>※4 「IV-5-2-4 銀行代理業者が所属銀行の親会社又は主要株主である場合の留意点」を除く</p> <p>V-4 信用金庫及び信用金庫連合会関係</p> <p>V-4-7 監督指針の準用</p> <p>V-4-7-1</p> <p>信用金庫等に関して、本監督指針IからIVまで（II-3-1-5、II-3-6-2（15）、III-1-1-2、III-1-2、III-1-4、III-1-5（1）、（2）及び（3）、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-12、III-4-15並びにIV-5-2-4を除く。）及び様式・参考資料編を準用する。</p> <p>V-5 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係</p> <p>V-5-8 監督指針の準用</p> <p>V-5-8-1</p> <p>信用協同組合等に関して、本監督指針IからIVまで（II-3-1-5、II-</p>	<p>※3 「III-1-1-2（3）定期的なヒアリング」及び「III-1-1-2（4）個別銀行に関するデータベースの整備」を除く</p> <p>※4 告示第23条第2項関連部分を除く</p> <p>※5 「IV-5-2-4 銀行代理業者が所属銀行の親会社又は主要株主である場合の留意点」を除く</p> <p>V-4 信用金庫及び信用金庫連合会関係</p> <p>V-4-7 監督指針の準用</p> <p>V-4-7-1</p> <p>信用金庫等に関して、本監督指針IからIVまで（II-3-1-5、II-3-6-2（15）、III-1-1-2（3）及び（4）、III-1-2、III-1-4、III-1-5（1）、（2）及び（3）、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-12、III-4-15並びにIV-5-2-4を除く。）及び様式・参考資料編を準用する。</p> <p>V-5 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係</p> <p>V-5-8 監督指針の準用</p> <p>V-5-8-1</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>3-6-2 (15)、III-1-1-2、III-1-2、III-1-4、III-1-5 (1)、(2) 及び (3)、III-4-6-3 (1)、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-12、III-4-15 並びに IV-5-2-4 を除く。) 及び様式・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針の II-4 及び II-5 については準用しない（ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない。）。</p> <p>V-6 労働金庫及び労働金庫連合会関係</p> <p>V-6-6 監督指針の準用</p> <p>V-6-6-1</p> <p>労働金庫等に関して、本監督指針 I から IV まで（II-3-1-5、II-3-6-2 (15)、II-4、II-5、III-1-1-2、III-1-2、III-1-4、III-1-5 (1)、(2) 及び (3)、III-4-6-3 (1)、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-12、III-4-15 並びに IV-5-2-4 を除く。）及び様式・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、総代会機能の向上、半期開示の充実、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化、及び、中央機関における傘下労働金庫に対する業務補完・支援等については、労働金庫等に対しても求められる取組みであることから、労働金庫等に対する監督に当たっては、必要に応じ、V-3 を準用することとする。</p>	<p>信用協同組合等に関して、本監督指針 I から IV まで（II-3-1-5、II-3-6-2 (15)、III-1-1-2 <u>(3) 及び (4)</u>、III-1-2、III-1-4、III-1-5 (1)、(2) 及び (3)、III-4-6-3 (1)、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-12、III-4-15 並びに IV-5-2-4 を除く。）及び様式・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針の II-4 及び II-5 については準用しない（ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない。）。</p> <p>V-6 労働金庫及び労働金庫連合会関係</p> <p>V-6-6 監督指針の準用</p> <p>V-6-6-1</p> <p>労働金庫等に関して、本監督指針 I から IV まで（II-3-1-5、II-3-6-2 (15)、II-4、II-5、III-1-1-2 <u>(3) 及び (4)</u>、III-1-2、III-1-4、III-1-5 (1)、(2) 及び (3)、III-4-6-3 (1)、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-12、III-4-15 並びに IV-5-2-4 を除く。）及び様式・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、総代会機能の向上、半期開示の充実、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化、及び、中央機関における傘下労働金庫に対する業務補完・支援等については、労働金庫等に対しても求められる取組みであることから、労</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
	働金庫等に対する監督に当たっては、必要に応じ、V-3を準用することとする。

旧

(別紙4)

銀行代理業者に係る監督事務の流れ

○ 銀行代理業者の監督に当たっては、まずは所属銀行に対する監督を基本とする。

情報の収集

【情報源の具体例】

- ① 所属銀行に対する検査結果(代理業者に対する業務指導等の状況)
- ② 所属銀行からの報告資料(代理業者における不祥事件等届出など行政報告)
- ③ 所属銀行に対する定期的なヒアリング(代理業者に対する業務指導、監査結果等)
- ④ 代理業者に対する検査結果
- ⑤ 利用者からの苦情、投書等
- ⑥ その他代理業者の経営に関し入手した一切の情報

所属銀行を通じた問題点の把握

- ・臨機のヒアリング
- ・必要に応じ報告徴求命令に基づく事実確認

代理業者の法令等遵守状況に問題が認められる場合

所属銀行の代理業者指導等に問題が認められる場合

代理業者に対する問題点の把握

- ・必要に応じ臨機のヒアリング
- ・必要に応じ報告徴求命令に基づく事実確認

代理業者に対する改善促進

- ① 代理業者に対する問題点の指摘
- ② 改善に向けた取組みの促進
- ③ 必要に応じ以下の対応
 - 改善方策に関する報告徴求命令
 - 業務改善命令、業務停止命令、許可の取消し等

所属銀行に対する改善促進

- ① 所属銀行に対する問題点の指摘
- ② 改善に向けた取組みの促進
- ③ 必要に応じ以下の対応
 - 改善方策に関する報告徴求命令
 - 業務改善命令、業務停止命令等

所属銀行を通じた改善促進

所属銀行を通じた(必要に応じ代理業者に対する)フォローアップ

- ・問題点の改善状況のフォローアップ
- ・なお改善が図られない場合には、更なる監督上の措置の検討
- ・十分な改善措置が講じられたと認められた場合は、業務改善計画の履行状況の報告義務を解除

新

(別紙4)

銀行代理業者に係る監督事務の流れ

○ 銀行代理業者の監督に当たっては、まずは所属銀行に対する監督を基本とする。

情報の収集・分析、所属銀行を通じた問題点の把握

(1)情報の収集・分析

【情報源の具体例】

- ① 所属銀行に対する検査結果(代理業者に対する業務指導等の状況)
- ② 所属銀行からの報告資料(代理業者における不祥事件等届出など行政報告)
- ③ 所属銀行に対するヒアリング(代理業者に対する業務指導、監査結果等)
- ④ 代理業者に対する検査結果
- ⑤ 利用者からの苦情、投書等
- ⑥ その他代理業者の業務の健全かつ適切な運営を確保する上で参考となる情報

(2)所属銀行を通じた問題点の把握

- ・臨機のヒアリング
- ・必要に応じ報告徴求命令に基づく事実確認

代理業者に対する問題点の把握

- ・必要に応じヒアリング
- ・必要に応じ報告徴求命令に基づく事実確認

代理業者に対する改善促進

- ① 代理業者に対する問題点の指摘
- ② 改善に向けた取組みの促進
- ③ 必要に応じ以下の対応
 - 改善方策に関する報告徴求命令
 - 業務改善命令、業務停止命令、許可の取消し等

所属銀行に対する改善促進

- ① 所属銀行に対する問題点の指摘
- ② 改善に向けた取組みの促進
- ③ 必要に応じ以下の対応
 - 改善方策に関する報告徴求命令
 - 業務改善命令、業務停止命令等

所属銀行を通じた改善促進

所属銀行を通じた(必要に応じ代理業者に対する)フォローアップ

- ・問題点の改善状況のフォローアップ
- ・なお改善が図られない場合には、更なる監督上の措置の検討
- ・十分な改善措置が講じられたと認められた場合は、業務改善計画の履行状況の報告義務を解除

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧		新	
別紙様式 4-23-1（銀行代理業を委託（再委託）する旨の契約の締結）		別紙様式 4-23-1（銀行代理業を委託（再委託）する旨の契約の締結 <u>（の許諾）</u> ）	
年 月 日		年 月 日	
金融庁長官 ○○○○ 殿		金融庁長官 ○○○○ 殿	
所在地		所在地	
商 号		商 号	
代表者		代表者	
（担当部署、担当者、担当者連絡先）		（担当部署、担当者、担当者連絡先）	
銀行代理業の委託（再委託）届出書		銀行代理業の委託（再委託） <u>（の許諾）</u> 届出書	
銀行代理業を委託（再委託）する旨の契約を締結いたしましたので、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 6 号の 2 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。		銀行代理業を委託（再委託）する旨の契約を締結 <u>（することに対して許諾）</u> いたしましたので、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 6 号の 2 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。	
記		記	
銀行代理業者の 商号、名称又は氏名		銀行代理業者の 商号、名称又は氏名	

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧		新	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 () 財務(支)局(銀代)第 号	許可年月日及び許可番号	年 月 日 () 財務(支)局(銀代)第 号
銀行代理業の内容		銀行代理業の内容	
他に営む業務の種類		他に営む業務の種類	
銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地		銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	
銀行代理業の開始年月日	年 月 日 ()	銀行代理業の開始年月日	年 月 日 ()
<p>(注) 1 記載要領</p> <p>「他に営む業務の種類」欄には、定款の目的に記載されている事業について記載すること</p> <p>2 添付書類</p> <p>銀行代理業に係る業務を委託(再委託)する旨の契約書の写し</p>		<p>(注) 1 記載要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「他に営む業務の種類」欄には、定款の目的に記載されている事業について記載すること ・ <u>再委託の場合は、「銀行代理業者の商号、名称又は氏名」欄の「銀行代理業者」を「銀行代理業再委託者」とし、「許可年月日及び許可番号」欄の下に「銀行代理業再受託者の商号、名称又は氏名」欄を追加の上、記載すること</u> <p>2 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>銀行代理業に係る業務を委託(再委託)する旨の契約書の写し(再委託については、届出を行う銀行が契約当事者となっている場合。)</u> ・ <u>銀行代理業者が再委託することについて許諾した場合は、許諾</u> 	

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新
<p>別紙様式 4-23-2（銀行代理業を委託（再委託）する旨の契約の変更）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">銀行代理業を委託（再委託）する旨の契約の変更届出書</p> <p>銀行代理業を委託（再委託）する旨の契約を変更いたしましたので、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 6 号の 2 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;"><u>に関する書面</u></p> <p>別紙様式 4-23-2（銀行代理業を委託（再委託）する旨の契約の変更（<u>の許諾</u>））</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">銀行代理業を委託（再委託）する旨の契約の変更（<u>の許諾</u>）届出書</p> <p>銀行代理業を委託（再委託）する旨の契約を変更（<u>することに対して許諾</u>）いたしましたので、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 6 号の 2 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧			新		
銀行代理業者の 商号、名称又は氏名			銀行代理業者の 商号、名称又は氏名		
変更事項	変更後		銀行代理業者の 許可年月日及び許可番号		年 月 日 () 財務(支)局(銀代)第 号
	変更前		変更事項	変更後	
変更日	年 月 日 ()			変更前	
理由			変更日	年 月 日 ()	
理由			理由		
(注) 添付書類 変更後の銀行代理業に係る業務を委託（再委託）する旨の契約書の写し			(注) 1 記載要領 再委託の場合は、「銀行代理業者の商号、名称又は氏名」欄及び「銀行代理業者の許可年月日及び許可番号」欄の「銀行代理業者」を「銀行代理業再委託者」とし、「銀行代理業再委託者の許可年月日及び許可番号」欄の下に「銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名」欄を追加の上、記載すること。 2 添付書類 ・ 変更後の銀行代理業に係る業務を委託（再委託）する旨の契約書の写し（再委託については、届出を行う銀行が契約当事者となっている場合。）		

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新
<p>別紙様式 4-23-3（銀行代理業を委託（再委託）する旨の契約の終了）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">銀行代理業を委託（再委託）する旨の契約の終了届出書</p> <p>銀行代理業を委託（再委託）する旨の契約を終了いたしましたので、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 6 号の 2 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">・ <u>銀行代理業者の再委託契約の変更について許諾した場合は、許諾に関する書面</u></p> <p>別紙様式 4-23-3（銀行代理業を委託（再委託）する旨の契約の終了<u>（の許諾）</u>）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">銀行代理業を委託（再委託）する旨の契約の終了<u>（の許諾）</u>届出書</p> <p>銀行代理業を委託（再委託）する旨の契約を終了<u>（することに対し許諾）</u>いたしましたので、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 6 号の 2 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧		新	
銀行代理業者の 商号、名称又は氏名		銀行代理業者の 商号、名称又は氏名	
終了日	年 月 日 ()	銀行代理業者の 許可年月日及び許可番号	年 月 日 () 財務(支)局(銀代)第 号
理由		終了日	年 月 日 ()
契約終了後の措置		理由	
		契約終了後の措置	
<p>(注) 記載要領</p> <p>「契約終了後の措置」欄には、当該銀行代理業者に係る業務の継承に係る事項、顧客保護に係る事項、その他債権債務の処理の方法について記載すること</p>		<p>(注) 1 記載要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「契約終了後の措置」欄には、当該銀行代理業（再受託）者に係る業務の継承に係る事項、顧客保護に係る事項、その他債権債務の処理の方法について記載すること ・ 再委託の場合は、「銀行代理業者の商号、名称又は氏名」欄及び「銀行代理業者の許可年月日及び許可番号」欄の「銀行代理業者」を「銀行代理業再委託者」とし、「銀行代理業再委託者の許可年月日及び許可番号」欄の下に「銀行代理業再受託者の商号、名称又は氏名」欄を追加の上、記載すること <p>2 添付書類</p> <p>銀行代理業者の再委託契約を終了することについて許諾した場合は、許諾に関する書面</p>	

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新				
<p>別紙様式 6-1</p> <p style="text-align: right;">(第5面)</p> <p>(別添3：他に営む業務の種類)</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名 (年月日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">他に営む業務の種類</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table> <p>(注意事項)</p> <p>「他に営む業務の種類」の事業の種類は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（<u>大分類K－金融・保険業</u>に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p style="text-align: right;">(第6面)</p> <p>(別添4：個人の許可申請者の兼職状況)</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名 (年月日現在)</p>	他に営む業務の種類		<p>別紙様式 6-1</p> <p style="text-align: right;">(第5面)</p> <p>(別添3：他に営む業務の種類)</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名 (年月日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">他に営む業務の種類</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table> <p>(注意事項)</p> <p>「他に営む業務の種類」の事業の種類は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（<u>大分類J－金融業、保険業</u>に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p style="text-align: right;">(第6面)</p> <p>(別添4：個人の許可申請者の兼職状況)</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名 (年月日現在)</p>	他に営む業務の種類	
他に営む業務の種類					
他に営む業務の種類					

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧			新																		
常務に従事している他の法人の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類	常務に従事している他の法人の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類																
<p>(注意事項)</p> <p>「業務の種類」は、常務に従事している他の法人の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（<u>大分類</u> <u>K—金融・保険業</u>に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p style="text-align: right;">(第7面)</p> <p>(別添5：個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況)</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名</p> <p style="text-align: right;">(年月日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の商号又は名称</th> <th>主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th>代表者の氏名</th> <th>業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			法人等の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類					<p>(注意事項)</p> <p>「業務の種類」は、常務に従事している他の法人の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（<u>大分類</u> <u>J—金融業、保険業</u>に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p style="text-align: right;">(第7面)</p> <p>(別添5：個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況)</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名</p> <p style="text-align: right;">(年月日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の商号又は名称</th> <th>主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th>代表者の氏名</th> <th>業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			法人等の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類				
法人等の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類																		
法人等の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類																		
<p>(注意事項)</p>			<p>(注意事項)</p>																		

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧				新			
<p>1 「法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第 34 条の 32 第 1 号口に規定する次の基準に従い記載すること</p> <p>当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の種類</p> <p>(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等</p> <p>(2) (1)に掲げる法人等の子法人等</p> <p>2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類K－金融・保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p style="text-align: right;">(第 8 面)</p> <p>(別添 6：法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況)</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)</p>				<p>1 「法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第 34 条の 32 第 1 号口に規定する次の基準に従い記載すること</p> <p>当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の種類</p> <p>(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等</p> <p>(2) (1)に掲げる法人等の子法人等</p> <p>2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p style="text-align: right;">(第 8 面)</p> <p>(別添 6：法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況)</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)</p>			
役員の氏名	常務に従事し、又は事業を営む他の法人又は事業所の商号若しくは名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類	<u>(ふりがな)</u> 役員の氏名	常務に従事し、又は事業を営む他の法人又は事業所の商号若しくは名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧				新																			
<p>(注意事項)</p> <p>「業務の種類」は、常務に従事している他の法人又は事業所の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類K—金融・保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p style="text-align: right;">(第9面)</p> <p>(別添7：法人の許可申請者における子法人等の状況)</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名</p> <p style="text-align: right;">(年月日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>子法人等の商号 又は名称</th> <th>主たる営業所又は 事務所の所在地</th> <th>代表者の氏名</th> <th>業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類					<p>(注意事項)</p> <p>「業務の種類」は、常務に従事している他の法人又は事業所の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J—金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p style="text-align: right;">(第9面)</p> <p>(別添7：法人の許可申請者における子法人等の状況)</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名</p> <p style="text-align: right;">(年月日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>子法人等の商号 又は名称</th> <th>主たる営業所又は 事務所の所在地</th> <th>代表者の氏名</th> <th>業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類				
子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類																				
子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類																				
<p>(注意事項)</p> <p>1 「子法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第34条の32第2号口に規定する次の基準に従い記載すること</p> <p>当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、役員の役職名及び氏名並びに業務の種類</p>				<p>(注意事項)</p> <p>1 「子法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第34条の32第2号口に規定する次の基準に従い記載すること</p> <p>当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、役員の役職名及び氏名並びに業務の種類</p>																			

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新
<p>(1) 当該法人の子法人等 (2) 当該法人の親法人等（銀行法施行令第4条の2第2項に規定する親法人等をいう。） (3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）</p> <p>2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類K－金融・保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p>別紙様式6－2 (第5面)</p> <p>(別添3：他に営む業務の種類)</p> <p>商号、名称又は氏名 (年月日現在)</p> <div data-bbox="91 1043 1095 1225" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 他に営む業務の種類 </div> <p>(注意事項) 「他に営む業務の種類」の事業の種類は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基</p>	<p>(1) 当該法人の子法人等 (2) 当該法人の親法人等（銀行法施行令第4条の2第2項に規定する親法人等をいう。） (3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）</p> <p>2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p>別紙様式6－2 (第5面)</p> <p>(別添3：他に営む業務の種類)</p> <p>商号、名称又は氏名 (年月日現在)</p> <div data-bbox="1133 1043 2114 1225" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 他に営む業務の種類 </div> <p>(注意事項) 「他に営む業務の種類」の事業の種類は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧			新		
<p>づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類K－金融・保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p>			<p>づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p>		
(第6面)			(第6面)		
(別添4：個人の許可申請者の兼職状況)			(別添4：個人の許可申請者の兼職状況)		
商号、名称又は氏名			商号、名称又は氏名		
(年月日現在)			(年月日現在)		
常務に従事している他の法人の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類	常務に従事している他の法人の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類
<p>(注意事項)</p> <p>「業務の種類」は、常務に従事している他の法人の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類K－金融・保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p>			<p>(注意事項)</p> <p>「業務の種類」は、常務に従事している他の法人の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p>		
(第7面)			(第7面)		
(別添5：個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況)			(別添5：個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況)		

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧				新			
商号、名称又は氏名 (年月日現在)				商号、名称又は氏名 (年月日現在)			
法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類	法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類
<p>(注意事項)</p> <p>1 「法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第 34 条の 32 第 1 号口に規定する次の基準に従い記載すること</p> <p>当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の種類</p> <p>(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等</p> <p>(2) (1)に掲げる法人等の子法人等</p> <p>2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類K－金融・保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p>				<p>(注意事項)</p> <p>1 「法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第 34 条の 32 第 1 号口に規定する次の基準に従い記載すること</p> <p>当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の種類</p> <p>(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等</p> <p>(2) (1)に掲げる法人等の子法人等</p> <p>2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業，<u>保険業</u>に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p>			

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧				新			
(第8面)				(第8面)			
(別添6：法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況)				(別添6：法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況)			
商号、名称又は氏名				商号、名称又は氏名			
(年月日現在)				(年月日現在)			
(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事し、又は事業 を営む他の法人又は事業 所の商号若しくは名称	主たる営業所 又は事務所 の所在地	業務の種類	(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事し、又は事業 を営む他の法人又は事業 所の商号若しくは名称	主たる営業所 又は事務所 の所在地	業務の種類
(注意事項)				(注意事項)			
「業務の種類」は、常務に従事している他の法人又は事業所の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（ <u>大分類K－金融・保険業</u> に属する場合にあっては細分類）により記載すること				「業務の種類」は、常務に従事している他の法人又は事業所の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（ <u>大分類J－金融業、保険業</u> に属する場合にあっては細分類）により記載すること			
(第9面)				(第9面)			
(別添7：法人の許可申請者における子法人等の状況)				(別添7：法人の許可申請者における子法人等の状況)			
商号、名称又は氏名				商号、名称又は氏名			
(年月日現在)				(年月日現在)			

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧				新			
子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類	子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類
<p>(注意事項)</p> <p>1 「子法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第 34 条の 32 第 2 号口に規定する次の基準に従い記載すること</p> <p>当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、役員の役職名及び氏名並びに業務の種類</p> <p>(1) 当該法人の子法人等</p> <p>(2) 当該法人の親法人等（銀行法施行令第 4 条の 2 第 2 項に規定する親法人等をいう。）</p> <p>(3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）</p> <p>2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（<u>大分類K－金融・保険業</u>に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p>別紙様式 6－3 の 2</p>				<p>(注意事項)</p> <p>1 「子法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第 34 条の 32 第 2 号口に規定する次の基準に従い記載すること</p> <p>当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、役員の役職名及び氏名並びに業務の種類</p> <p>(1) 当該法人の子法人等</p> <p>(2) 当該法人の親法人等（銀行法施行令第 4 条の 2 第 2 項に規定する親法人等をいう。）</p> <p>(3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）</p> <p>2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（<u>大分類J－金融業、保険業</u>に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p>別紙様式 6－3 の 2</p>			
新たに営む業務の種類				新たに営む業務の種類			
理由				理由			

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

旧	新																					
<p>(注) 記載要領</p> <p>「新たに営む業務の種類」欄は、新たに営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（<u>大分類K－金融・保険業</u>に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p>別紙様式Ⅳ－3－2－3－1－1</p> <p style="text-align: center;">銀行代理業者許可番号台帳</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日現在 財務（支）局</p> <table border="1" data-bbox="87 898 1095 1058"> <thead> <tr> <th>許可番号</th> <th>銀行代理業者名</th> <th>許可年月日</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>許可の条件</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="87 1090 1095 1150"> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>備考欄には、他の財務局からの移管の状況、廃業、許可取消しの事由、その他参考となる事項を記載すること。</p>	許可番号	銀行代理業者名	許可年月日	所在地	電話番号	許可の条件	備考															<p>(注) 記載要領</p> <p>「新たに営む業務の種類」欄は、新たに営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（<u>大分類J－金融業、保険業</u>に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p>(削除)</p>
許可番号	銀行代理業者名	許可年月日	所在地	電話番号	許可の条件	備考																

別紙様式Ⅳ-3-1-5

銀行代理業者の状況

平成 年 月 日現在 者
財務(支)局

許可番号	銀行代理業者名	許可年月日	許可失効年月日	主たる営業所 又は事務所の 所在地	営業 所等 数	電話番号	法人 又は 個人 の別	所属銀行名	銀行代理業務の内容					他業の種類	備考
									預金等	当座預金の取扱い	資金の貸付け等	消費向け貸付け等	事業向け貸付け等		
(中略)															

(記載上の注意)

1. 「許可失効年月日」欄には、許可の効力を失った年月日を記載すること。
2. 「営業所等数」欄には、銀行代理業を行う営業所等の数を記載すること。
3. 銀行代理業務の内容については、◎ 代理及び媒介 ○ 代理のみ △ 媒介のみを記載すること。「当座預金の取扱い」、「消費向け貸付け等」、「事業向け貸付け等」、「与信審査の取扱い」欄には、該当する項目に○を記載すること。
4. 「他業の種類」欄には、主な他業の種類を記載すること。
5. 「備考」欄には、他の財務局からの移管の状況、廃業、許可取消しの事由、再委託者名など、その他監督上の参考事項を記載すること。
6. 前回報告からの変更点については、網掛けとし「備考」欄に変更点及び変更日を記載すること。

別紙様式Ⅳ-3-1-5

銀行代理業者の状況

平成 年 月 日現在
財務(支)局

許可番号	銀行代理業者名	許可年月日	法人又は 個人の別	所属銀行名	他業の種類
(中略)					

(記載上の注意)

「他業の種類」欄には、主な他業の種類を記載すること。

新

旧